

令和5年名張市議会定例会

令和6年3月定例議会議員提出議案（2）

議案
番号

目 次

1 0	みんなが名張を好きになるなる条例の制定について	3
1 1	名張市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	6
1 2	名張市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	9

議員提出議案第 10 号

みんなが名張を好きになるなる条例の制定について

みんなが名張を好きになるなる条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 3月26日提出

名張市議会議員	福 田 博 行
同	吉 住 美智子
同	藤 川 美 広
同	小 林 勝
同	足 立 淑 絵
同	山 下 登
同	富 田 真由美

理 由

名張と関わりのあるみんなの名張プライドを育み、もって持続可能なまちづくりの推進を図ろうとする。これが、この議案を提出する理由である。

みんなが名張を好きになるなる条例

わたしたちのまちが、住みやすいまち名張、選ばれるまち名張、いつまでも住み続けたいまち名張を目指すためには、市の財産である人と人とのつながりを増やしていくことが重要です。

名張に愛着を持った人がつながり、名張の将来に主体的に関わる人が増え、たくさんの人が名張を語り、魅力を発信する、また、そのような行動を起こしてくれる人たちに感謝の気持ちを持つ人がいる、そんな名張を想う人であふれるまちになることを願って、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、名張と関わりのあるみんなの名張プライドを育み、もって持続的な名張の発展に資することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 名張プライド 名張に対する愛着、共感、誇りを持ち、自ら進んで、名張をもっとよくしていこうとする心意気をいいます。
- (2) 名張と関わりのあるみんな 名張に暮らす市民だけでなく、通学又は通勤する人、名張と何らかのつながりを持つ人又は関心のある人のことをいいます。

(基本的な考え方)

第3条 この条例は、名張と関わりのあるみんなに名張プライドを持つことを強く求めるものではなく、個人の思いを尊重しつつ、名張プライドを高める取組を自発的に行うことを基本的な考えとします。

(市の役割)

第4条 市は、名張の魅力を広く知らせることができるあらゆる機会を捉えて、名張と関わりのあるみんなの名張プライドを育むための取組を推進します。

- 2 市は、名張の魅力を高めることにつながる名張と関わりのあるみんなの自発的な活動に協力し、共に楽しみます。

(名張と関わりのあるみんなの役割)

第5条 名張と関わりのあるみんなは、名張に対し関心を持ち、名張の魅力の再発見を自由に楽しみます。

- 2 名張と関わりのあるみんなは、自らが想う名張の魅力を発信することや、そのような行動を起こしてくれる人たちに感謝の気持ちを持って共感することを自由に楽しみます。

(議会の役割)

第6条 議会は、名張プライドの機運が醸成されるよう名張と関わりのあるみんなの声を

聴き、政策の提言につなげます。

(基本的な取組)

第7条 市は、名張と関わりのあるみんなの名張プライドを育むため、次に掲げる取組を行うものとしします。

(1) 名張の魅力を高める事業を推進する取組

(2) 市内外に向けた名張の魅力の積極的な発信をする取組

(協力)

第8条 名張と関わりのあるみんな、市及び議会は、お互いに協力し、名張プライドを高めることに努めます。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議員提出議案第 11 号

名張市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

名張市議会委員会条例（昭和32年条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 3月26日提出

名張市議会議員	常 俊 朋 子
同	吉 住 美智子
同	山 下 登
同	富 田 真由美
同	三 原 淳 子
同	川 合 滋
同	福 田 博 行

理 由

重大な感染症のまん延若しくは災害等の発生又は育児、介護その他やむを得ない事由により委員会室への参集が困難な場合に、オンラインによる方法で委員会を開会することができるよう、委員会の開会方法の特例に係る規定を整備するほか、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市議会委員会条例の一部を改正する条例

名張市議会委員会条例（昭和32年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第14条 略</p> <p><u>（委員会の開会方法の特例）</u></p> <p>第14条の2 <u>委員長は、次に掲げる場合において、必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>（1） 重大な感染症のまん延又は災害等の発生により委員が委員会の開会場所に参集することが困難な場合</u></p> <p><u>（2） 育児、介護その他やむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインによる方法による委員会の開会の求めがある場合</u></p> <p><u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>（委員長及び委員の除斥）</p> <p>第17条 略</p> <p><u>2 委員は、前項ただし書の場合において、第14条の2第2項の許可を得て委員会に</u></p>	<p>第14条 略</p> <p>（委員長及び委員の除斥）</p> <p>第17条 略</p>

出席しているときは、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

(出席、説明の要求)

第20条 略

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(公述人の決定)

第24条 略

2 略

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第27条 略

2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

(参考人)

第28条 略

2 略

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

4 略

(出席、説明の要求)

第20条 略

(公述人の決定)

第24条 略

2 略

(代理人又は文書による意見の陳述)

第27条 略

(参考人)

第28条 略

2 略

3 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議員提出議案第 12 号

名張市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

名張市議会会議規則（平成8年議会規則第1号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和6年 3月26日提出

名張市議会議員	常 俊 朋 子
同	吉 住 美智子
同	山 下 登
同	富 田 真由美
同	三 原 淳 子
同	川 合 滋
同	福 田 博 行

理 由

オンラインによる方法で委員会等を開催するため、委員会の出席に係る規定を整備するほか、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市議会会議規則の一部を改正する規則

名張市議会会議規則（平成8年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第89条—<u>第93条の2</u>）</p> <p>第2節～第6節 略</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場 （<u>第165条・第165条の2</u>）</p> <p>第8章・第9章 略</p> <p>附則</p> <p>第93条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>（出席委員に関する措置）</u></p> <p><u>第93条の2 この章における出席委員に</u> <u>は、法第109条第9項の規定に基づく条例</u> <u>の規定により、映像と音声の送受信によ</u> <u>り相手の状態を相互に認識しながら通話</u> <u>をすることができる方法（以下「オンラ</u> <u>インによる方法」という。）で委員会に</u> <u>出席した委員を含む。</u></p> <p style="text-align: center;">（委員外議員の発言）</p> <p>第116条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前2項の場合において、法第109条第9</u> <u>項の規定に基づく条例の規定により、委</u> <u>員会がオンラインによる方法で開かれて</u> <u>いるときは、委員でない議員は、オンラ</u> <u>インによる方法で当該委員会に出席する</u> <u>ことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（不在委員）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第89条—<u>第93条</u>）</p> <p>第2節～第6節 略</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場 （<u>第165条</u>）</p> <p>第8章・第9章 略</p> <p>附則</p> <p>第93条 略</p> <p style="text-align: center;">（委員外議員の発言）</p> <p>第116条 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">（不在委員）</p>

第129条 表決の際会議室にいない委員は、
表決に加わることができない。ただし、
法第109条第9項の規定に基づく条例の
規定により、オンラインによる方法で出
席している委員は、この限りでない。

(紹介議員の委員会出席)

第141条 略

2 略

3 前項の場合において、法第109条第9項
の規定に基づく条例の規定により、委員
会がオンラインによる方法で開かれてい
るときは、紹介議員は、オンラインによ
る方法で委員会に出席することができ
る。

第165条 略

(協議等の場の開催方法の特例)

第165条の2 協議等の場については、重大
な感染症のまん延若しくは災害等の発生
又は育児、介護その他やむを得ない事由
により、その構成員が開会場所に参集す
ることが困難であると招集権者が認める
ときは、オンラインによる方法で協議等
の場を開くことができる。

第129条 表決の際会議室にいない委員は、
表決に加わることができない。

(紹介議員の委員会出席)

第141条 略

2 略

第165条 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。